

美祢市農業委員会非農地証明交付基準

平成20年3月21日

農業委員会訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、美祢市農業委員会（以下「委員会」という。）における非農地証明の交付基準を明確化し、事務処理の円滑化を図ることにより市民サービスを向上させるため、非農地証明交付の基準（以下「基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 既に農地以外の土地となっていることが明白である農地で、かつ、次に掲げる要件を満たしている場合に非農地証明を交付するものとする。

- (1) 住宅等の敷地として利用され、建築後20年以上経過していること。
- (2) 住宅等の進入路、その他生活上必要不可欠な道路敷きとして利用され20年以上経過していること。
- (3) 非農地的土地利用（駐車場、資材置場等）をされ、20年以上経過していること。
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）上違反転用の処分もしくは、農業委員会から違反転用の指導を受けていないこと。
- (5) 農業生産力の高い農地で土地改良事業の対象となった農地でないこと。ただし、改良事業完了後8年を経過し、更に非農地的土地利用がされて、20年以上経過（合計28年）した農地は、非農地証明の対象とすることができる。
- (6) 農業施設等の補助対象事業の農地内でないこと。ただし、補助事業完了10年を経過し、更に非農地的土地利用されて、20年以上経過（合計30年以上）した土地は、非農地証明の対象とすることができる。
- (7) 集団性のある優良農地内でないこと。
- (8) 自然災害による被災農地で、農地として原状回復が著しく困難であると認められること。
- (9) セイタカアワダチソウ、ススキ、チガヤ等の繁茂している原野は、第3号、第5号及び第6号の規定に該当しても、この限りでない。
- (10) 申請農地に手を入れてないこと。

(11) 近年人工的に変化した農地でないこと。

(12) 地籍調査の実施より20年以上経過している農地であること。

(その他)

第3条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年3月21日から施行する。